



青森市議会「今後の取組事項」の実施・検討
に向けた方向性について
(答 申)

令和2年2月

青森市議会「今後の取組事項」整理検討タスクフォース

答 申 書

令和2年2月4日

青森市議会議長 長谷川 章 悦 様

青森市議会「今後の取組事項」整理検討タスクフォース
リーダー 藤 田 誠

令和元年9月27日に諮問のありました青森市議会における「今後の取組事項」の実施・検討に向けた方向性について、慎重に検討審議し整理した結果、別記のとおり答申します。

別記

目 次

第1 はじめに 1

第2 検討結果 2

《資 料》

- 1 青森市議会「今後の取組事項」整理検討タスクフォース設置要綱
- 2 青森市議会「今後の取組事項」整理検討タスクフォースメンバー名簿
- 3 作業経過
- 4 青森市議会基本条例の検証結果について（令和元年7月3日議会運営委員会）

第1 はじめに

青森市議会では、一般選挙を経た平成30年11月の任期開始後、青森市議会基本条例第24条第1項に基づき議会運営委員会において同条例の目的の達成度合いについて検討を行い、令和元年7月3日にその結果を公表したところであり、この中で、達成度合いを踏まえ今後本議会が取り組むべき事項23項目についてもあわせて整理された。

これを受け、議長は、取り組むべき事項23項目に3項目を加えた計26項目（以下「今後の取組事項」という。）について、実施または検討に向けた方向性を整理するため、副議長をリーダーとする特別作業班（タスクフォース）を設置し、当該方向性について諮問した。

当タスクフォースでは、議長からの諮問を受け、計7回の会議を通じて、各項目が提案された理由、背景等を改めて確認しつつ議論を重ねながら作業を進め、各項目の「方向性」、「検討組織等」及び「検討優先度」について一定の整理を終えたことから、本答申を行うものである。

第2 検討結果

1. 整理検討作業の方法等

今後の取組事項の整理検討を進めるに当たっては、まず、「方向性」、「検討組織等」について1項目ずつ審議を行い、その後、「検討優先度」について審議を行った。

整理検討結果についての説明

方 向 性：実施または検討に向けた方向性について記載している。

検討組織等：実施・検討を行う組織等について記載している。

検討優先度：重要度、緊急度、難度を踏まえた区分（4種類）について記載している。

A：重要度、緊急度が高く、難度が高くない

B：重要度、緊急度が高く、難度が高い

C：重要度、緊急度が高くない

—：現時点検討開始が不要

付 記 事 項：実施・検討を行うに当たっての留意点等について記載している。

2. 今後の取組事項に係る整理検討結果

①政策等の監視と評価

番号1 青森操車場跡地利用に関する事業の監視・評価を行うこと。

【方 向 性】 当該事業にかかわらず、重要案件については、所管の委員会等において、執行機関に対し、議会基本条例第11条及び第12条に基づく説明や資料の提供を求めていくべきと考える。

【検討組織等】 都市建設常任委員会、都市整備促進対策特別委員会

【検討優先度】 B

番号2 国民スポーツ大会青森県開催に向けた事業の監視・評価を行うこと。

【方 向 性】 当該事業にかかわらず、重要案件については、所管の委員会等において、執行機関に対し、議会基本条例第11条及び第12条に基づく説明や資料の提供を求めていくべきと考える。

【検討組織等】 文教経済常任委員会、観光・交流対策特別委員会

【検討優先度】 B

番号3 重要な施策等の提案を受けたときに意見交換の場等を設けることを求めること。

【方 向 性】 執行機関から重要な施策等の提案があった場合には、議会の意見を伝えるため、意見交換等の手法について検討を行っていくべきと考える。

【検討組織等】 議会改革を検討する新たな検討組織

【検討優先度】 B

番号4 青森市議会基本条例第11条に基づく説明及び資料提供の徹底を求めること。

【方向性】 執行機関に対し、議会基本条例第11条及び第12条に基づく説明や資料の提供を求めていく必要があるため、その手法について検討を行っていくべきと考える。

【検討組織等】 議会改革を検討する新たな検討組織

【検討優先度】 B

番号5 地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置した場合の質疑等調査のあり方の検討を行うこと。

【方向性】 さまざまな強制力を有し民事訴訟法が準用される地方自治法第100条に基づく調査権の適正な行使に当たっては、議会として事前に必要な知識及びスキルを持った上で進めていくことを検討していくべきと考える。

【検討組織等】 各派代表者会議、議会運営委員会

【検討優先度】 C

番号6 反問権導入に関する検討を行うこと。

【方向性】 反問権導入に当たっては、他都市の導入状況の調査に加え、本市議会において導入した場合のメリット、デメリットも含め、改めて方向性を検討していくべきと考える。

【検討組織等】 議会運営委員会

【検討優先度】 C

番号7 地方自治法第96条第2項に基づく議決案件の拡充の検討を行うこと。

【方向性】 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡充については、最終的に条例化が必要であることを踏まえ、まずは、本市議会として議決事件とすべき案件を整理することが必要であるため、当該整理を

行った上で検討していくべきと考える。

【検討組織等】 議会改革を検討する新たな検討組織

【検討優先度】 C

②市民意見の反映と政策立案等の向上

番号1 市民の関心を高めるための議会報告会の見直し・周知を図ること。

【方向性】 議会報告会については、市民の関心を高め、参加者をより多くするために、その内容、手法について、今後も引き続き見直しの検討を行っていくべきと考える。

【検討組織等】 議会広報広聴特別委員会

【検討優先度】 A

番号2 通年議会の実施に向けた検討を行うこと。

【方向性】 通年議会の実施に向けた検討を行うに当たっては、他都市の導入状況の調査に加え、本市議会において導入した場合のメリット、デメリットも含め、改めて方向性を検討していくべきと考える。

【検討組織等】 議会運営委員会

【検討優先度】 C

番号3 議会図書室と市民図書館との連携を図るなど、議会図書室の利用環境向上に向けた検討を行うこと。

【方向性】 議会図書室の利用環境の向上を検討していくに当たっては、「市民図書館とのさらなる連携」、「一般への開放の可否」、「蔵書の充実」の3つの視点から、それぞれ検討を行っていくべきと考える。

【検討組織等】 議会広報広聴特別委員会

【検討優先度】 C

番号4 市民意見等の政策への反映や政策を形成するためのサイクルの構築に向けた検討を行うこと。

【方向性】 市民意見等の政策への反映や政策を形成するためのサイクルの構築に当たっては、まずは、現在議員とカダる会で行われている市民から出された意見をもとに、議会として執行機関に対し、政策として提案するための仕組みの検討を進めていくべきと考える。

【検討組織等】 議会広報広聴特別委員会

【検討優先度】 B

番号5 請願の審査の充実に向けた検討を行うこと。

【方向性】 請願の審査については、今後も引き続き、現在の制度や手法により行っていくことを基本とし、個別の状況によっては、必要に応じて審査の充実を図るための検討をするべきと考える。

【検討組織等】 各常任委員会、議会運営委員会

【検討優先度】 C

番号6 青森市議会基本条例第14条に基づく議員間討議の活性化を図ること。

【検討優先度】 ー

《付記事項》 「今後の取組事項」の実施に向けた検討過程において、青森市議会基本条例第14条に基づく議員間討議を積極的に行って検討を進めるものとする。

③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保

番号1 常任委員会（協議会）の資料及び採決結果のインターネット公表に向けた検討を行うこと。

【方向性】 傍聴者以外の方でも常任委員会（協議会）の内容が少しでもわかる

ようにするため、市議会ホームページにおいて、現在公表している定例会中の常任委員会の会議概要のみならず、協議会の内容についても、情報を公表していく方向で検討すべきと考える。

【検討組織等】 議会広報広聴特別委員会

【検討優先度】 A

《付記事項》 公表する情報の数量やコストを考慮し検討していただきたい。

番号2 インターネット利用者以外への情報発信の充実に向けた検討を行うこと。

【方向性】 インターネット利用者以外への情報発信の有効な手段である議会広報紙について、議会の内容をより市民に伝える紙面づくりを目指し、今後も引き続き見直しの検討を行っていくべきと考える。

【検討組織等】 議会広報広聴特別委員会

【検討優先度】 B

番号3 委員会の中継及び録画配信に向けた検討を行うこと。

【方向性】 委員会における中継及び録画配信については、コストをかけずに実施できる方法、技術、他都市の事例等を調査しながら検討を進めていくべきと考える。

【検討組織等】 議会広報広聴特別委員会

【検討優先度】 B

番号4 本会議場での採決状況の表示に向けた検討を行うこと。

【方向性】 迅速かつ正確に採決結果がわかるよう、賛否の数のみならず、議員ごとの賛否の状況が傍聴者等からも確認できるような電子採決システムの導入について、コストと技術の両面から検討を進めていくべきと考える。

【検討組織等】 各派代表者会議、議会運営委員会

【検討優先度】 B

番号5 夜間議会及び土日祝日議会の開催に向けた検討を行うこと。

【方 向 性】 夜間議会及び土日祝日議会の開催の検討に当たっては、他都市の導入状況の調査に加え、本市議会において導入した場合のメリット、デメリットも含め、改めて方向性を検討していくべきと考える。

【検討組織等】 議会改革を検討する新たな検討組織

【検討優先度】 C

《付 記 事 項》 検討に当たっては、執行機関側のコスト等を踏まえた調整が必要と考える。

番号6 議長及び副議長の所信表明会の見直しを含めた検証を行うこと。

【検討優先度】 ー

《付 記 事 項》 当面は現行どおりとするが、今後よりよい所信表明会の見直し案が提案された場合には、改めて検討を行うものとする。

番号7 議場での市民参加行事（コンサート、合唱等）の実施に向けた検討を行うこと。

【方 向 性】 議場での市民参加行事（コンサート、合唱等）の実施に当たっては、まずは、議場の会議以外の目的での活用の可否から検討を行っていくべきと考える。

【検討組織等】 議会改革を検討する新たな検討組織

【検討優先度】 C

番号8 視察報告書の公開に向けた検討を行うこと。

【方 向 性】 現在、市議会ホームページ上では委員会視察の視察項目、視察先及

び視察日のみが公開されているが、公開の拡大の検討に当たっては、視察の対象範囲や内容、公開の手法について整理するべきと考える。

【検討組織等】 議会改革を検討する新たな検討組織

【検討優先度】 B

④議員の政治倫理と政務活動

番号1 政務活動費の公表内容の拡大に向けた検討を行うこと。

【方向性】 市議会ホームページにおいても、条例に基づく閲覧と同等の状況に近づけるため、公表内容の拡大を目指した検討を行っていくべきと考える。

【検討組織等】 議会改革を検討する新たな検討組織

【検討優先度】 A

《付記事項》 検討組織での検討までの間においても公表が可能なものについて、各派代表者会議等で検討を進めていただきたい。

番号2 議員（政治）倫理条例の制定に向けた検討を行うこと。

【方向性】 議員（政治）倫理条例の制定については、議会基本条例第15条の規定を踏まえつつ、制定済みの他都市の事例を研究した上で、制定の要否及び内容について検討していくべきと考える。

【検討組織等】 議会改革を検討する新たな検討組織

【検討優先度】 B

※追加諮問事項

議会基本条例第21条第2項に規定する研修のあり方について検討を行うこと。

【方向性】 議会基本条例第21条第2項に規定する研修のあり方については、

研修対象となる議員の範囲のみならず、研修内容等も含め検討を進めるべきと考える。

【検討組織等】 議会改革を検討する新たな検討組織

【検討優先度】 B

議会基本条例第 24 条第 1 項に規定する検討のあり方について検討を行うこと。

【方 向 性】 議会基本条例第 24 条第 1 項に規定する検討のあり方については、検討の実施時期を中心に検討を進めるべきと考える。

【検討組織等】 議会改革を検討する新たな検討組織

【検討優先度】 B

予算及び決算特別委員会の委員数等について検討を行うこと。

【方 向 性】 予算及び決算特別委員会の委員数の増減についてだけではなく、審査のあり方についても検討を行っていくべきと考える。

【検討組織等】 各派代表者会議

【検討優先度】 B

資料

青森市議会「今後の取組事項」整理検討タスクフォース設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市議会「今後の取組事項」整理検討タスクフォースの設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森市議会基本条例（平成25年青森市条例第1号）第24条第1項の規定による検討の結果において示された「今後の取組事項」の実施又は検討に向けた方向性を整理するため、青森市議会「今後の取組事項」整理検討タスクフォース（以下「TF」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 TFは、議長の諮問に応じ、青森市議会基本条例の検証結果について（令和元年7月4日議会運営委員会決定）で示された「今後の取組事項」等の実施又は検討に向けた方向性について検討審議し、その結果を議長に報告する。

(組織)

第4条 TFは、副議長及び各会派（会派とは所属議員3人以上で構成されたものをいう。以下同じ。）から選出された者をもって組織する。

2 各会派は、TFメンバー（以下「メンバー」という。）として、1人を選出するものとする。

3 会派は、前項の規定により選出されたメンバーの氏名を議長に届けなければならない。届出事項に異動が生じたときも同様とする。

(リーダー)

第5条 TFにリーダーを置き、副議長をもって充てる。

2 リーダーは会務を総理し、TFを代表する。

3 リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、年長のメンバーがリーダーの職務を代理する。

(会議)

第6条 TFの会議は、リーダーが招集し、リーダーが会議の議長となる。

2 メンバーが出席できないときは、当該メンバーの所属する会派の所属議員が代理することができる。

3 TFは、必要に応じてメンバー以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(オブザーバー)

第7条 会派に属さない議員のうち1人は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

2 オブザーバーは、リーダーの許可を得て発言することができる。

(記録)

第8条 リーダーは、職員をして会議の概要、出席メンバーの氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これに記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(庶務)

第9条 TFの庶務は、市議会事務局議事調査課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、TFの運営に関し必要な事項は、リーダーがTFに諮って定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和元年9月4日から実施する。

青森市議会「今後の取組事項」整理検討タスクフォースメンバー名簿

(1) メンバー（各会派から1名）

名 称	会派名	氏 名	備 考
リーダー	【副議長】	藤田 誠	
メンバー	自由民主党	山本 治男	
メンバー	日本共産党	村川 みどり	
メンバー	自民・志政会	木戸 喜美男	令和2年1月21日 ～令和2年1月28日
		中村 節雄	令和元年9月27日 ～令和2年1月10日
メンバー	市民の声あおもり	奈良岡 隆	
メンバー	市民クラブ	竹山 美虎	
メンバー	公明党	赤木 長義	

(2) オブザーバー（無所属議員のうち1名）

名 称	会派名	氏 名	備 考
オブザーバー	無所属	橋本 尚美	
オブザーバー	無所属	山崎 翔一	

作業経過

- (1) 第1回会議（令和元年9月27日）メンバー全員出席
「今後の取組事項」に対する各会派の状況について、整理検討シート案について
- (2) 第2回会議（令和元年10月21日）メンバー全員出席
「今後の取組事項」の整理検討について
- (3) 第3回会議（令和元年11月18日）メンバー全員出席
「今後の取組事項」の実施または検討に向けた方向性について、「今後の取組事項」の整理検討について
- (4) 第4回会議（令和元年11月28日）メンバー全員出席
「今後の取組事項」の実施または検討に向けた方向性について、「今後の取組事項」の整理検討について
- (5) 第5回会議（令和元年12月11日）メンバー全員出席
「今後の取組事項」の実施または検討に向けた方向性について、「今後の取組事項」の整理検討について
- (6) 第6回会議（令和元年12月25日）メンバー全員出席
「今後の取組事項」の実施または検討に向けた方向性について、「今後の取組事項」の整理検討について
- (7) 第7回会議（令和2年1月28日）メンバー4名出席（藤田副議長、村川議員、木戸議員、竹山議員）
「今後の取組事項」の実施または検討に向けた方向性について、「今後の取組事項」の検討優先度について、答申案について

青森市議会基本条例の 検証結果について

令和元年 7 月 3 日
青森市議会 議会運営委員会

< 目 次 >

項 目	頁
1. 青森市議会基本条例 検証対象条文区分表	1
2. 青森市議会基本条例の検証結果	
検証項目① 政策等の監視と評価	4
検証項目② 市民意見の反映と政策立案等の向上	7
検証項目③ わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保	12
検証項目④ 議員の政治倫理と政務活動	17
今後の取組事項に係る推進体制	19
参考資料	20
1. 議会運営委員会委員名簿	21
2. 検証項目別会派ごとの検証結果	22

青森市議会基本条例

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

1. 青森市議会基本条例 検証対象条文区分表

青森市議会基本条例	検証項目名
第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員に係る基本的事項を定め、市民の福祉の向上と市政の持続的な発展に寄与することを目的とする。	
第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	
(1) 市民を代表する議決機関として、適正な市政運営が行われているか、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。	①政策等の監視と評価
(2) 市民の多様な意見を的確に把握し市政に反映させるため、議員間の討議を積極的に行い、必要な政策を立案し、市長等に提言すること。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
(3) 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
(4) 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報を積極的に発信すること。	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
(5) わかりやすい議会運営を行い、市民の市政に対する関心を高めるよう努力すること。	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	
(1) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
(2) 不断の研さんに努め、自己の能力及び資質を高めるとともに、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
(3) 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。	④議員の政治倫理と政務活動
(4) 市政全般の課題に対し、市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉と生活の向上に努めること。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
(5) 自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
検証結果について	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
第5条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に積極的に公開するものとする。	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
第6条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
第7条 議会は、毎年1回以上議会報告会を開催する。 2 議会は、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により、市政全般にわたる動向を市民に伝え、意見交換を行い、政策提案の拡大を図るものとする。	②市民意見の反映と政策立案等の向上

1. 青森市議会基本条例 検証対象条文区分表

青森市議会基本条例	検証項目名
第8条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民公開の場で所信を表明する機会を設けるものとする。	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
第9条 議会は、市長等と緊張ある関係を保持し、事務が公正かつ効率的に執行されているか監視するものとする。	①政策等の監視と評価
第10条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
<p>第11条 市長は、市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）を議会に提案したときは、次に掲げる事項の説明及び資料の提供を行うものとする。</p> <p>(1) 重要な政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 検討した他の政策案の内容</p> <p>(3) 各種計画における根拠又は位置付け</p> <p>(4) 関係法令及び条例等</p> <p>(5) 財源措置</p> <p>(6) 将来における効果及び費用</p> <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p>	①政策等の監視と評価
第12条 議員は、本会議その他の会議における討議に資するため、市長等に対しその執行事務に関する資料の提供を求めることができる。	①政策等の監視と評価
<p>第13条 議員は、同一理念を共有する他の議員と政策集団としての会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、市政の調査研究を行い、政策立案、政策提言等についてその意思を表明することができる。</p>	その他
第14条 議員は、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
第15条 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性を常に自覚し、良識と責任感を持って、議員の品位の保持に努めなければならない。	④議員の政治倫理と政務活動
<p>第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査、研究に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行されなければならない。</p> <p>2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p>	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保 ④議員の政治倫理と政務活動
<p>第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。</p> <p>2 議会図書室の管理運営については、別に定めるものとする。</p>	②市民意見の反映と政策立案等の向上
第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。	②市民意見の反映と政策立案等の向上

1. 青森市議会基本条例 検証対象条文区分表

青森市議会基本条例	検証項目名
第19条 議会は、議会が円滑に運営され、議員の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助するため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
第20条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。	その他
第21条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、市民の信託に応えなければならない。	その他
2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	その他
第22条 議員の定数は、別に条例で定める。	その他
第23条 議員報酬は、別に条例で定める。	その他
第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。 3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	その他

2. 青森市議会基本条例の検証結果

検証項目	①政策等の監視と評価
<p>関連条文</p>	<p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市民を代表する議決機関として、適正な市政運営が行われているか、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。</p> <p>第9条 議会は、市長等と緊張ある関係を保持し、事務が公正かつ効率的に執行されているか監視するものとする。</p> <p>第11条 市長は、市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）を議会に提案したときは、次に掲げる事項の説明及び資料の提供を行うものとする。</p> <p>(1) 重要な政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 検討した他の政策案の内容</p> <p>(3) 各種計画における根拠又は位置付け</p> <p>(4) 関係法令及び条例等</p> <p>(5) 財源措置</p> <p>(6) 将来における効果及び費用</p> <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>第12条 議員は、本会議その他の会議における討議に資するため、市長等に対しその執行事務に関する資料の提供を求めることができる。</p>
<p>現況・実績等</p>	<p>□議決結果</p> <p><平成27年第3回定例会></p> <p>■修正可決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第137号 平成27年度青森市一般会計補正予算（第4号） ※情報コーナー運営管理事業関連部分の削減 ■附帯決議 ・議案第137号 平成27年度青森市一般会計補正予算（第4号） ※まちなか保健室関連 <p><平成28年第1回定例会></p> <p>■否決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第81号 青森市廃置分合及び境界変更に関する住民投票条例の制定について

■修正可決

- ・議案第14号 平成28年度青森市一般会計予算
※債務者の経営状況モニタリング等委託業務関連部分の削減
- ・議案第66号 平成27年度青森市一般会計補正予算（第8号）
※債務者の経営状況モニタリング等委託業務関連部分の削減
- ・議案第80号 青森市まちづくり基本条例の制定について
※廃置分合及び境界変更に関する住民投票について別に条例で定める規定の削除

■附帯決議

- ・議案第14号 平成28年度青森市一般会計予算 及び
議案第66号 平成27年度青森市一般会計補正予算（第8号）
※青森駅周辺整備推進事業関連

<平成28年第1回臨時会>

■否決

- ・議案第125号 アウガ区分所有者集会における青森市の議決権の行使に関する条例の制定について

□議員提出議案（条例、決議） ※意見書は除く

<平成29年第2回定例会>

- ・アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を設置する決議（可決）
- ・アウガ問題の調査に関する決議（可決）

□アウガ問題に関する調査特別委員会

設置年月日 … 平成29年3月21日
委員数 … 18人
所管事項 … 青森駅前再開発ビル株式会社の経営に関すること
開催回数 … 6回 ※そのうち現地視察1回
審査終了年月日 … 平成29年6月5日

□アウガ問題調査特別委員会

設置年月日 … 平成29年7月11日
委員数 … 10人
調査事項 … アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項
アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査
開催回数 … 27回
審査終了年月日 … 平成30年3月23日

□議員説明会等

- <平成27年5月20日> まちづくりに関する全議員説明会
- <平成27年7月3日> 青森駅周辺整備推進事業に関する議員説明会
- <平成27年12月10日> 青森市役所庁舎整備に関する議員説明会
- <平成28年1月8日> アウガ再生プロジェクトチームの報告書等に関する議員報告会
- <平成28年2月15日> アウガ及び青森駅周辺整備に関する議員説明会
- <平成28年3月8日> アウガ及び青森駅周辺整備に関する議員説明会
- <平成28年5月6日> アウガに関する議員説明会
- <平成28年6月27日> アウガに関する議員説明会
- <平成28年7月4日> アウガに関する議員説明会

□議会基本条例第12条の規定に基づく資料の提供要求

平成28年7月21日開催の文教経済常任委員協議会において、経済部長から既に作成していることが説明された「アウガ最終方針案」の経済部としての案について、議会基本条例第12条の規定により、市長に対して資料の提供を求めた。

検証項目	①政策等の監視と評価
------	------------

■これまでの評価

達成評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
4	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
	1 未着手	

■今後の取り組み

今後の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○青森操車場跡地利用に関する事業の監視・評価を行うこと。 ○国民スポーツ大会青森県開催に向けた事業の監視・評価を行うこと。 ○重要な施策等の提案を受けたときに意見交換の場等を設けることを求めること。 ○青森市議会基本条例第11条に基づく説明及び資料提供の徹底を求めること。 ○地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置した場合の質疑等調査のあり方の検討を行うこと。 ○反問権導入に関する検討を行うこと。 ○地方自治法第96条第2項に基づく議決案件の拡充の検討を行うこと。
---------	--

2. 青森市議会基本条例の検証結果

検証項目	②市民意見の反映と政策立案等の向上
<p>関連条文</p>	<p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を的確に把握し市政に反映させるため、議員間の討議を積極的に行い、必要な政策を立案し、市長等に提言すること。</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。</p> <p>(2) 不断の研さんに努め、自己の能力及び資質を高めるとともに、市民の代表としてふさわしい活動をすること。</p> <p>(4) 市政全般の課題に対し、市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉と生活の向上に努めること。</p> <p>第7条 議会は、毎年1回以上議会報告会を開催する。</p> <p>2 議会は、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により、市政全般にわたる動向を市民に伝え、意見交換を行い、政策提案の拡大を図るものとする。</p> <p>第14条 議員は、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。</p> <p>第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。</p> <p>2 議会図書室の管理運営については、別に定めるものとする。</p> <p>第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。</p> <p>第19条 議会は、議会が円滑に運営され、議員の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助するため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。</p>

現況・
実績等

□議員意見交換会

①平成27年6月22日 青森駅周辺整備推進事業に関する全議員意見交換会

□議会改革検討委員会

設置年月日…平成28年3月23日 ※H27.8.6に任意の組織として設置

委員数…10人 ※各党派から3人につき1人を選出

目的…議会改革に係る諸事項に関する協議を行うため

開催回数…27年度:8回、28年度:9回、29年度:9回、30年度:2回

協議内容…ペーパーレス化、政策形成サイクル、議会ICT化、政務活動費、議決事項の拡大、通年議会、夜間・休日議会など

審査終了年月日…平成30年11月25日

□議員提出議案(条例、決議) ※意見書は除く

<平成27年第2回定例会>

- ・青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(可決)
- ・青森駅周辺整備推進事業の速やかな実施を求める決議(可決)

<平成28年第1回定例会>

- ・青森駅前再開発ビル「アウガ」に市役所庁舎機能を導入することを求める決議(可決)

<平成28年第2回定例会>

- ・青森市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について(可決)
- ・過料事件通知を裁判所に送付することを求める決議(可決)

<平成28年第4回定例会>

- ・高病原性鳥インフルエンザ対策に関する決議(可決)
- ・青森空港有料道路の無料化の早期実現を求める決議(可決)

<平成29年第1回定例会>

- ・青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について(可決)
- ・青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(可決)

<平成29年第2回定例会>

- ・平和事業の実施を求める決議(可決)

<平成30年第1回定例会>

- ・青森市指定管理者制度導入基本方針に青森市中小企業振興基本条例の趣旨を生かすことを求める決議(可決)

<平成30年第2回定例会>

- ・青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について(否決)

<平成30年第3回定例会>

- ・青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について(否決)

□費用弁償の廃止

平成29年4月から、議会の会議等への出席議員に支給される費用弁償を廃止。

□請願・陳情

<平成27年> 請願 5 件（採択 3 件）、陳情44件（採択 0 件）

<平成28年> 請願 5 件（採択 3 件）、陳情10件

<平成29年> 請願11件（採択 8 件）、陳情 4 件

<平成30年> 請願 1 件（採択 1 件）、陳情 6 件

※陳情は、請願と同様に審査していたが、平成27年 4 月から議長呈覧とし、その写しを各会派及び無所属議員に配付する取り扱いに変更。
平成28年 9 月から、その写しを議員等に電磁的方法により配付する取り扱いに変更。

□議会図書室

平成27年度 … 31冊（131,639円） 平成28年度 … 18冊（70,360円）

平成29年度 … 8冊（39,441円） 平成30年度 … 13冊（80,291円）

□議会事務局と青森市民図書館との連携

①平成27年 4 月から、青森市民図書館の蔵書の貸し出し開始

②平成27年 4 月から、議員に対するレファレンスサービスの利用開始

□議員とカダる会（議会報告会・意見交換会）

<平成27年 5 月24日> ※当該開催から名称を「議員とカダる会」に変更

内 容：平成27年第 1 回定例会の報告（子ども医療費助成）、自由意見交換

参加者：45人

その他：外部のファシリテーターの進行により自由意見交換を実施

<平成27年10月25日>

内 容：議会報告及び意見交換（平成27年度青森市一般会計補正予算の修正、青森駅周辺整備推進事業）、自由意見交換

参加者：28人

その他：外部のファシリテーターの進行により自由意見交換を実施

<平成28年 5 月22日> ※当該開催からワークショップ形式を導入

内 容：議会報告（アウガ、青森駅、庁舎整備）、自由意見交換（青森市のまちづくり） ※ワールドカフェ

参加者：35人

<平成28年11月13日>

内 容：議会報告（アウガ）、ワールドカフェ（まちづくり）、自由意見交換

参加者：38人

<平成29年 5 月21日>

内 容：議会報告（アウガへの庁舎機能移転、市職員の給与削減、市議会議員の報酬削減）、ワールドカフェ（まちづくり）、自由意見交換

参加者：27人

<平成29年11月19日> ※大学生を対象に開催

内 容：議会報告（アウガに関する債権放棄、新市庁舎の整備）、ワールドカフェ（学生から見た青森市）、自由意見交換

参加者：13人

<平成30年 5 月17日>

内 容：議会報告（短命市返上に向けた取り組み、平成30年度当初予算）、ワールドカフェ（雪について）、自由意見交換

参加者：30人

その他：議員とカダる会で出された市民意見をより生かすため、議員とカダる会の報告書に議会として「特に執行機関に伝えるべき」と判断した意見を付して執行機関に送付。

現況・
実績等

□議会だよりのリニューアル

平成29年5月から、紙面に対し文字の割合が多く、なかなか手に取って見てもらえないという以前までの市議会だよりの課題を解決するため、「ぎかいの森」としてリニューアル。
平成30年度の中核市議会議長会総会において、第13回議会報コンクールで優秀賞を受賞。

□議員を対象とした研修会の開催状況

- <平成28年4月14日> 議員とカダる会（議会報告会・意見交換会）に向けた
議員研修会
<平成29年2月21日> 新市議会だよりに掲載する写真に関する議員研修会

検証項目	②市民意見の反映と政策立案等の向上
------	-------------------

■これまでの評価

達成評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
3	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
	1 未着手	

■今後の取り組み

今後の取組事項	<p>○市民の関心を高めるための議会報告会の見直し・周知を図ること。</p> <p>○通年議会の実施に向けた検討を行うこと。</p> <p>○議会図書室と市民図書館との連携を図るなど、議会図書室の利用環境向上に向けた検討を行うこと。</p> <p>○市民意見等の政策への反映や政策を形成するためのサイクルの構築に向けた検討を行うこと。</p> <p>○請願の審査の充実に向けた検討を行うこと。</p> <p>○青森市議会基本条例第14条に基づく議員間討議の活性化を図ること。</p>
---------	---

2. 青森市議会基本条例の検証について

<p>検証項目</p>	<p>③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保</p>
<p>関連条文</p>	<p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(3) 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(4) 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報を積極的に発信すること。</p> <p>(5) わかりやすい議会運営を行い、市民の市政に対する関心を高めるよう努力すること。</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(5) 自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。</p> <p>第4条 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議を原則公開とする。</p> <p>第5条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に積極的に公開するものとする。</p> <p>第6条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。</p> <p>第8条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民公開の場で所信を表明する機会を設けるものとする。</p> <p>第10条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にする一問一答方式で行うことができる。</p> <p>第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査、研究に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行されなければならない。</p>

□議会運営委員会申し合わせ事項の改訂

<平成27年4月改正> 請願・陳情

<平成28年2月改正> 常任委員（協議）会、特別委員会及び議会運営委員会の記録作成及び公開

<平成28年5月改正> 常任委員（協議）会、特別委員会及び議会運営委員会の記録作成及び公開、情報通信機器の持ち込み

<平成28年9月改正> 一般質問、常任委員（協議）会、特別委員会及び議会運営委員会の記録作成及び公開、請願・陳情

<平成29年6月改正> 議会運営委員会の運営、市長提出議案の取り扱い

<平成30年4月改正> 情報通信機器の持ち込み

<平成30年11月改正> 常任委員（協議）会、特別委員会及び議会運営委員会の記録作成及び公開

□一般質問における一問一答方式の実施状況

<平成27年>	第1回定例会 … 27人中24人	第2回定例会 … 23人中22人
	第3回定例会 … 27人中27人	第4回定例会 … 25人中24人
<平成28年>	第1回定例会 … 29人中28人	第2回定例会 … 25人中24人
	第3回定例会 … 23人中23人	第4回定例会 … 22人中20人
<平成29年>	第1回定例会 … 25人中24人	第2回定例会 … 22人中21人
	第3回定例会 … 19人中19人	第4回定例会 … 23人中22人
<平成30年>	第1回定例会 … 25人中24人	第2回定例会 … 24人中23人
	第3回定例会 … 24人中22人	第4回定例会 … 24人中23人

□タブレット端末の導入

平成28年8月から、ペーパーレス化、連絡手段、会議運営の効率化等を目的として、議会においてタブレット端末を導入。

<平成28年8月～> 議会運営委員会・議会改革検討委員会で暫定導入

<平成28年11月～> 会議資料・行政資料の電子データ提供開始
常任委員（協議）会・特別委員会・本会議で暫定導入

<平成29年1月～> 議会運営委員会・議会改革検討委員会で本格導入

<平成29年5月～> 常任委員（協議）会・特別委員会・本会議で本格導入

□会議の生中継・録画配信

■本会議 … 実施済

■常任委員（協議）会、議会運営委員会、特別委員会 … 未実施

□会議録・会議概要のホームページでの公開

■本会議 … 実施済

■常任委員（協議）会、議会運営委員会、特別委員会 … 一部実施済（新規）

- 会議資料のホームページでの公開
 - 本会議 … 一部実施済
 - 常任委員（協議）会、議会運営委員会、特別委員会 … 未実施

- 本会議の開催周知（傍聴PR）
 - ホームページ … 実施済
 - テレビ・ラジオ広報 … 実施済
 - フェイスブック … 実施済（新規）
 - メールマガジン … 実施済（新規）

□ 議員及び理事者への会議概要の配付

平成28年4月以降に開催した常任委員（協議）会、特別委員会、議会運営委員会、議会改革検討委員会の会議概要について、電子データ（PDF形式）で議員及び理事者へ配付。

□ 本会議（定例会）の傍聴者数（臨時会除く）

<平成27年>	第1回定例会 … 94人	第2回定例会 … 100人
	第3回定例会 … 55人	第4回定例会 … 48人
<平成28年>	第1回定例会 … 67人	第2回定例会 … 80人
	第3回定例会 … 84人	第4回定例会 … 76人
<平成29年>	第1回定例会 … 119人	第2回定例会 … 80人
	第3回定例会 … 49人	第4回定例会 … 55人
<平成30年>	第1回定例会 … 67人	第2回定例会 … 77人
	第3回定例会 … 71人	第4回定例会 … 94人

□ 椅子式階段昇降機の設置

平成30年から、議会棟の改修に伴うバリアフリー化により椅子式階段昇降機（5カ所）を設置し、議会棟における車椅子の方の対応マニュアルを整備。

□ 本会議傍聴に係る手話通訳者の配置

本会議を傍聴される者から手話通訳の申請があった場合、傍聴席に手話通訳者を配置することができるようにするため、青森市議会傍聴規則を改正した。

□ 議案に対する議員の賛否の公表

市議会ホームページで、議員ごとの賛否を公表。
※市議会だよりについては、リニューアルに伴い掲載しないこととした。

□ 所信表明会の開催状況

- <平成29年12月6日>
 - ・ 議長志願者 里村誠悦議員、長谷川章悦議員
 - ・ 副議長志願者 斎藤憲雄議員
- <平成30年11月26日>
 - ・ 議長志願者 長谷川章悦議員、藤原浩平議員
 - ・ 副議長志願者 藤田誠議員、村川みどり議員

□ 政務活動費の支出に係る関係書類の公開

■ 閲覧対象書類

収支報告書の写し、領収書の写し、会計帳簿の写し、支払証明書の写し、ガソリン代計算書の写し、タクシーチケット別紙明細の写し、作成した印刷物の写し、雇用台帳の写し、事務所台帳の写し、備品台帳の写し、政務活動報告書の写し（※関係書類全て）

■ ホームページでの公開

収支報告書の写し
※平成28年度分からの政務活動費の収支報告書の様式を、収入・支出総額のみ旧様式から、予算科目などの支出の内訳を追加した新様式に変更。

現況・
実績等

□政務活動費の手引きの見直し

<平成29年4月 一次改訂>

広報費（広報誌等の掲載内容）、人件費（配偶者・親族の雇用）など

<平成29年6月 二次改訂>

ガソリン代（按分率について）

<平成30年4月 三次改訂>

備品購入費・リース料（備品購入・リースを認めるもの、認めないもの等）

検証項目	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
------	------------------------

■これまでの評価

達成評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
3	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
	1 未着手	

■今後の取り組み

今後の取組事項	<p>○常任委員会（協議会）の資料及び採決結果のインターネット公表に向けた検討を行うこと。</p> <p>○インターネット利用者以外への情報発信の充実にに向けた検討を行うこと。</p> <p>○委員会の中継及び録画配信に向けた検討を行うこと。</p> <p>○本会議場での採決状況の表示に向けた検討を行うこと。</p> <p>○夜間議会及び土日祝日議会の開催に向けた検討を行うこと。</p> <p>○議長及び副議長の所信表明会の見直しを含めた検証を行うこと。</p> <p>○議場での市民参加行事（コンサート、合唱等）の実施に向けた検討を行うこと。</p> <p>○視察報告書の公開に向けた検討を行うこと。</p>
---------	---

2. 青森市議会基本条例の検証結果

<p>検証項目</p>	<p>④議員の政治倫理と政務活動</p>
<p>関連条文</p>	<p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (3) 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。</p> <p>第15条 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性を常に自覚し、良識と責任感を持って、議員の品位の保持に努めなければならない。</p> <p>第16条 2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p>
<p>現況・実績等</p>	<p>□政務活動費の執行状況 <平成26年度> 交付決定額40,680,000円－返納額3,994,083円 ＝執行額36,685,917円（執行率90.18%） <平成27年度> 交付決定額36,720,000円－返納額2,112,477円 ＝執行額34,607,523円（執行率94.25%） <平成28年度> 交付決定額37,350,000円－返納額4,572,089円 ＝執行額32,777,911円（執行率87.76%） <平成29年度> 交付決定額37,800,000円－返納額4,077,141円 ＝執行額33,722,859円（執行率89.21%）</p> <p>□政務活動費の支出に係る関係書類の公開 ■閲覧対象書類 収支報告書の写し、領収書の写し、会計帳簿の写し、支払証明書の写し、ガソリン代計算書の写し、タクシーチケット別紙明細の写し、作成した印刷物の写し、雇用台帳の写し、事務所台帳の写し、備品台帳の写し、政務活動報告書の写し（※関係書類全て） ■ホームページでの公開 収支報告書の写し ※平成28年度分からの政務活動費の収支報告書の様式を、収入・支出総額のみ旧様式から、予算科目などの支出の内訳を追加した新様式に変更。</p>

検証項目	④議員の政治倫理と政務活動
------	---------------

■これまでの評価

達成評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
3	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
	1 未着手	

■今後の取り組み

今後の取組事項	<p>○政務活動費の公表内容の拡大に向けた検討を行うこと。</p> <p>○議員（政治）倫理条例の制定に向けた検討を行うこと。</p>
---------	---

今後の取組事項に係る推進体制について

今回の検証において整理された各検証項目における今後の取組事項について、その実施に向けた検討を行うため、議会内に新たに推進体制を整備すべきと思料するものである。

参考資料

1. 議会運営委員会委員名簿
2. 検証項目別会派ごとの検証結果

議会運営委員会委員名簿

(令和元年7月3日現在)

委員長 大矢 保 (自由民主党)

副委員長 村川 みどり (日本共産党)

委員 丸野 達夫 (自民・志政会)

委員 舘山 善也 (自民・志政会)

委員 天内 慎也 (日本共産党)

委員 中田 靖人 (自由民主党)

委員 奈良岡 隆 (市民の声あおもり)

委員 竹山 美虎 (市民クラブ)

委員 軽米 智雅子 (公明党)

参考資料

検証項目	①政策等の監視と評価
------	------------

■各会派ごとのこれまでの評価

会 派	達成度合いとその理由	
	評価	理 由
自民・志政会	5	第三セクターのアウガ運営に関する補助金の流用について、疑義が残るものに関して100条調査権を付与した特別委員会を設置し、更に参考人を招致し、その解明に努めた。
日本共産党	3	補助事業において、不正が行われたことが明らかになったが、指摘だけで終わってしまったため。
自由民主党	4	アウガ経営に関する市側からの説明は、適宜適切に行われた。
市民の声あおもり	3	アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を設置するなど、議会の調査権限を行使することで、市民の関心が強い市政の課題について能動的に対応した。
市民クラブ	3	<ul style="list-style-type: none"> ・市の提案に対しては、その都度政策の是非を議論し、議会としての監視・評価機能を果たしてきたと考える。 ・第11条 鹿内市政において、子供医療費の無償化導入に当たっては明らかに同条例違反であった。議案の否決可決に関わらず、(2) (5) (6) は説明されなかった。明らかに議会軽視であり条例違反で議決されたこと。
公明党	5	アウガ問題特別委員会等で行政に対する監視機能は働いた。

※評価について・・・ 5 十分達成された 4 概ね達成された 3 一部達成された
2 ほとんど達成されていない 1 未着手

参考資料

検証項目	②市民意見の反映と政策立案等の向上
------	-------------------

■各会派ごとのこれまでの評価

会 派	達成度合いとその理由	
	評価	理 由
自民・志政会	4	タブレット導入でペーパーレス化に取り組んだ。議会報告会をワールドカフェにして話しやすくした。
日本共産党	2	<ul style="list-style-type: none"> ・議員とカダる会で出された市民の声が、その後どう扱われたのか不明瞭であるため。 ・議会図書室が市民に開放されていないこと。
自由民主党	4	議員とカダる会の開催により、市民との交流は着実に前進している。
市民の声あおもり	3	議員とカダる会では、自由意見の交換等を通じ、議会運営や市政に対する意見を幅広く伺った。
市民クラブ	3	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりを「市民が手にとって読みたくなる」形にリニューアルしたのは一歩前進と考える。 ・議会報告会などによる市民の意見・要望を伺う「カダる会」は定着してきており評価できるが、これまでの参加者人数を見ればわかる様に参加者があまりにも少ないため抜本的対策が必要。 ・市民意見を議員間討議を踏まえて、必要な政策立案をし議員提案または市長に提言するなり、議員提出議案とする必要があるため。ただし、提出にあたっては個人ではなく委員会単位が望ましい。
公明党	3	<ul style="list-style-type: none"> ・報告のあり方を変更し市民と意見交換がしやすくなった。 ・議会だよりのリニューアルをすることができた。 ・中核市議会議長会に認められた。

※評価について・・・ 5 十分達成された 4 概ね達成された 3 一部達成された
2 ほとんど達成されていない 1 未着手

参考資料

検証項目	③わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保
------	------------------------

■各会派ごとのこれまでの評価

会 派	達成度合いとその理由	
	評価	理 由
自民・志政会	4	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問において一問一答方式が定着してきた。これにより質問と答弁が噛み合うようになり、やり取りがスムーズになり質問がわかりやすくなった。 ・議案に対する議員の賛否の公表を各議員ごとにホームページに掲載したことにより各議員の対応が分かるようになった。 ・政務活動費の公開でホームページを利用し予算科目等の支出内訳が分かるようになった。 ・バリアフリー化により椅子式階段昇降機を設置した。 ・本会議傍聴席に、依頼により手話通訳者を配置するようになった。 ・本会議場において、議会の生中継、録画配信の画質が向上し見やすくなった。
日本共産党	2	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の領収書の公開が行われていないこと。 ・視察報告書が公開されていないこと。 ・常任委員会・予算委員会のネット配信や録画中継が行われていないこと。
自由民主党	4	政務活動費の公開を段階的に進めている。
市民の声あおもり	4	常任委員（協議）会、特別委員会の記録作成と公開を行った。また、本会議傍聴に係る手話通訳者の配置をするための傍聴規則の改正及び議会棟における車いすの方の対応マニュアルを整備した。
市民クラブ	3	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の見直しを行ったものの、領収書等については公開すべきとの考えており、領収書の閲覧は可能になっているが、ホームページ等での公開がなされていないため。 ・視察報告については税金で行う以上、委員会、会派、個人に関わらず報告書の公開は義務化すべきであるため。 ・議会傍聴への取り組み、委員会等の中継などさらなる市民への開かれた取り組みが十分でないため。 ・ペーパーレス化の前進が図られたため。
公明党	3	一問一答、タブレットの導入、議長の所信表明、政務活動費の手引きの見直し等が達成されたため。

※評価について・・・ 5 十分達成された 4 概ね達成された 3 一部達成された
2 ほとんど達成されていない 1 未着手

参考資料

検証項目	④議員の政治倫理と政務活動
------	---------------

■各会派ごとのこれまでの評価

会 派	達成度合いとその理由	
	評価	理 由
自民・ 志政会	4	議会基本条例の関連条文の内容が、ほぼ達成されている。
日本共産党	3	・政務活動費の領収書が公開されていないこと。 ・議員の品位をみだす行為が行われたこと。
自由民主党	3	・政治倫理という概念は数値化しにくい。 ・各々の議員が品位保持に努めるべき。
市民の声 あおもり	3	政務活動費の収支報告書の様式を支出の内訳を追加した新様式とした。
市民クラブ	3	・第15条で高い倫理性と良識、議員の品位が問われているが、当選した議員の常識が社会の良識や常識とかけ離れている場合は、法律によりどうすることもできない。 ・政務活動費に係る収支報告書の様式の変更等により、政務活動費関連はある程度前進したが、市民への説明責任は不十分なため。
公明党	3	一部見直された。

※評価について・・・ 5 十分達成された 4 概ね達成された 3 一部達成された
2 ほとんど達成されていない 1 未着手